

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市墓園条例（昭和38年条例第45号）第12条第1項	墓地使用料の減免	企画総務課 住民福祉課

標準処理期間は、14日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。